

商工建設常任委員会資料

令和元年5月27日

労働委員会事務局

令和元年度労働委員会事務局幹部職員名簿

職 名	氏 名
事 務 局 長	<small>きかもと のりひろ</small> 阪本 典弘
調整審査課長	<small>よねざわ あつし</small> 米澤 淳

1 労働委員会の構成

労働委員会は公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の執行機関で、委員の数は公・労・使各5人の計15人となっている。

労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命する。

任期は2年である。

○ 第42期宮崎県労働委員会委員名簿（任期 平成29年8月20日～令和元年8月19日）

（平成31年4月1日現在）

区分	氏名	現職等
公益委員	◎日野直彦	弁護士
	○後藤厚一	元宮崎県総合博物館長
	山崎真一朗	弁護士
	金丸憲史	特定社会保険労務士
	山口弥生	弁護士
労働者委員	横山節夫	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
	有村文雄	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
	中川育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
	黒木忠博	日本私鉄労働組合九州地方連合会 執行委員長
	福島昭一	宮崎県平和・人権・環境労働組合会議 副議長
使用者委員	江藤洋行	吉原建設株式会社 顧問
	大森一仁	株式会社宮崎信販 代表取締役社長
	工藤久昭	宮崎県経営者協会 顧問
	芝三千代	社会福祉法人まりあ 副理事長
	見戸康人	株式会社テレビ宮崎 常勤監査役

◎ 会長
○ 会長代理

2 業務概要

(1) 主な業務内容

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律等に基づいて、不当労働行為の審査、労使紛争解決のあっせん等、労働相談を行う。

① 不当労働行為の審査

労働組合等から、労働組合法第7条に規定する不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入などの不当労働行為の救済申立てがあったときは、審査（調査・審問）を行い、救済命令等を発する。

② 労使紛争解決のあっせん等

(ア) 集団的労使紛争

労働組合と使用者との間に生じた紛争解決のため、あっせん等を行う。

(イ) 個別的労使紛争

労働者個人と使用者との間に生じた紛争解決のため、あっせんを行う。

③ 労働相談

労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する相談があった場合に、必要な情報の提供や助言を行う。

(2) 事件数等の推移(事件新規申請(申立)・相談件数)

種別 年度	不当労働行為 審査事件	集団的労使紛争 あっせん事件	個別的労使紛争 あっせん事件	労働相談
平成28年度	0件	3件	3件	223件
平成29年度	1件	1件	12件	308件
平成30年度	0件	0件	10件	511件

3 事務局

事務局の組織・人員は、1課1担当・9名である。

○ 労働委員会事務局組織図（平成31年4月1日現在）

事務局長



調整審査課長



課長補佐



主幹(紛争解決支援担当)



不当労働行為に関する事。

集团的労使紛争のあっせん等に関する事。

個別的労使紛争の相談及びあっせんに関する事。

労働組合の資格審査に関する事。

地方公営企業等における非組合員の範囲の認定及び告示に関する事。

公益事業の争議行為予告に関する事。